

資料が足りないと、再来局が必要になる場合があります。

お持ちいただくものチェックリスト



会場へのパソコンの持込はご遠慮ください。見誤りをなくすため、必ずプリントアウトしてお持ちください(帳簿・試算表・集計表)。

税務署から届いた税務書類	所得控除関連の証明書(控除を適用する場合)
<input type="checkbox"/> 令和3年分確定申告のお知らせ(ハガキまたは封書) (注)「お知らせ」には、予定納税額等、確定申告書作成に必要な情報が記載されています。 ★税務署より「令和3年分青色申告決算書」・「令和3年分所得税確定申告書」が届いた方は、必ずお持ちください。	<input type="checkbox"/> 医療費の明細一覧表(要作成)、補てん金額 ※ 病院・薬局など、項目ごとにまとめて一覧表を作成してください。※領収書(現物)の添付はできません。
	<input type="checkbox"/> 寄附金の控除証明書 ○
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料(通知書は不可) ※
	<input type="checkbox"/> 国民年金・国民年金基金 控除証明書 ○
令和2年分(前年)の資料	<input type="checkbox"/> 介護保険料 ※
<input type="checkbox"/> 確定申告書の控(署・会収受印ある物*代理送信は署の収受印なし)	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済払込証明書 ○
<input type="checkbox"/> 青色申告決算書の控(署・会収受印ある物*代理送信は署の収受印なし)	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 ○
<input type="checkbox"/> 集計表または月別試算表	<input type="checkbox"/> 地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書 ○
<input type="checkbox"/> 修正申告、損失申告などをした方はそれらの控	上記※は1年間の合計を出してきてください。 紛失の場合は、保険会社等に再発行を依頼してください。 年間の金額の分かる通知(ハガキ等)があれば、お持ちください。 (令和3年度[R3.4~R4.3]の通知書不可。 年度ではなく「1~12月分」です)
令和3年分の帳簿など	<input checked="" type="checkbox"/> ◎については、控除証明書、領収書が必要です。
<input type="checkbox"/> 各種帳簿(会計ソフトを利用している方は、総勘定元帳・仕訳日記帳を印刷)	
<input type="checkbox"/> 集計表(科目毎の合計済のもの)または月別試算表	
<input type="checkbox"/> 棚卸の年末残高	

その他	
<input type="checkbox"/> コロナに係る協力金・支援金・給付金などを受け取った	入金されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/> 予約申込書本人控(本財団に送ったものの控え)	<input type="checkbox"/> マイナンバーの確認できる書類または写
<input type="checkbox"/> 青色申告特別控除(65万円・55万円)適用希望	※上記チェックリスト「令和3年分の帳簿など」をご覧ください
<input type="checkbox"/> 専従者や従業員がいる	「源泉徴収簿」
<input type="checkbox"/> 土地、建物、車両等に異動があった	「それらに関する書類一式」
<input type="checkbox"/> 生命保険等の満期返戻金があった	「その計算書」(収入および必要経費等の記載があるもの)
<input type="checkbox"/> 年金を受け取っている	「公的年金等の源泉徴収票」(年金のはがき)
<input type="checkbox"/> 借入金がある	「計算明細書(返済表)」
<input type="checkbox"/> 給与所得者である	「源泉徴収票」
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除を適用	「借入金年末残高証明書」
<input type="checkbox"/> 報酬など源泉徴収された収入がある	「支払調書」
<input type="checkbox"/> 株の譲渡等があった	「特定口座年間取引報告書」

《注意》以下に該当する方は、**該当書類**をお持ちください!

- 建物購入等で事前サポートを受けている方は、その際に作成した書類一式・決算記録カード
- 株の譲渡等で特定口座以外の方は、事前に税務署で計算書を作成してから受講するようお願いいたします。(作成の必要がない場合もあります)
- 車両購入明細書、修繕費の見積書等